

多摩市子ども・子育て・若者プラン

～第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画～

概要版



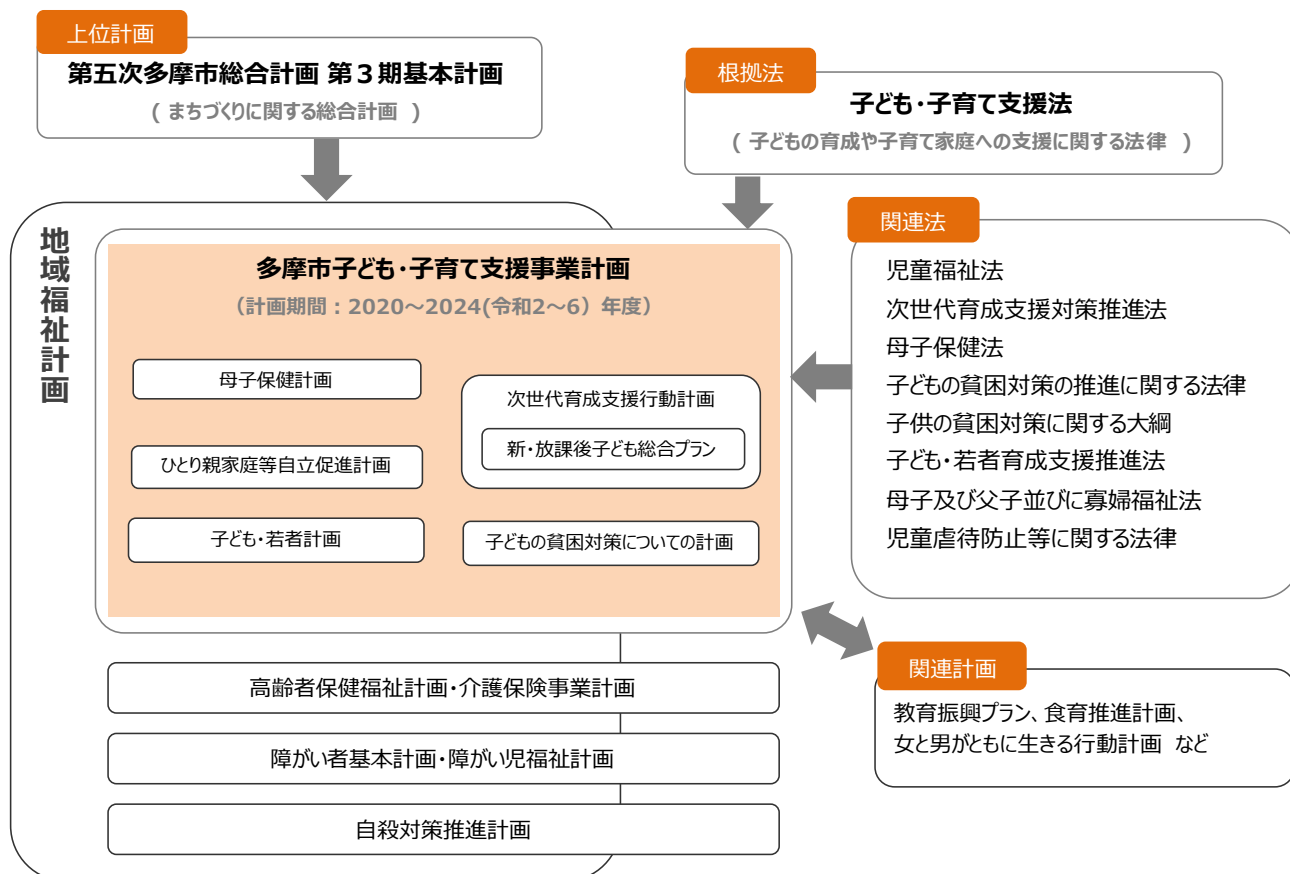
2020（令和2）年3月 東京都 多摩市

<問合せ先>
子ども青少年部 子育て支援課
計画推進・保育担当電話 042-338-6904

計画の位置づけ（多摩市の計画の関連性）

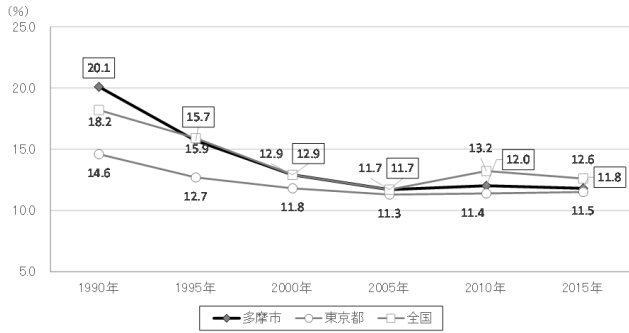
本計画は子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画であるとともに、母子保健計画、ひとり親家庭等自立促進計画、次世代育成支援行動計画、新・放課後子ども総合プラン、子ども・若者計画、子どもの貧困対策についての計画を兼ね備えた計画です。

計画の位置付けイメージ図

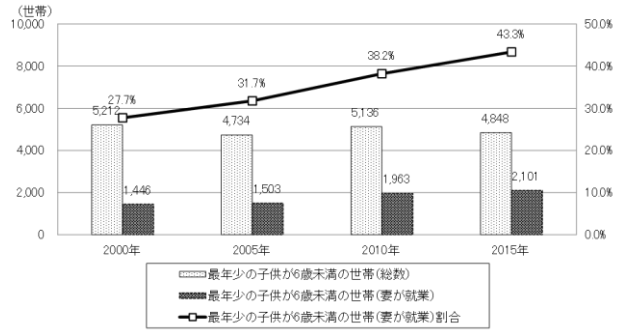


多摩市の子ども・子育て・若者とその家庭を取り巻く状況

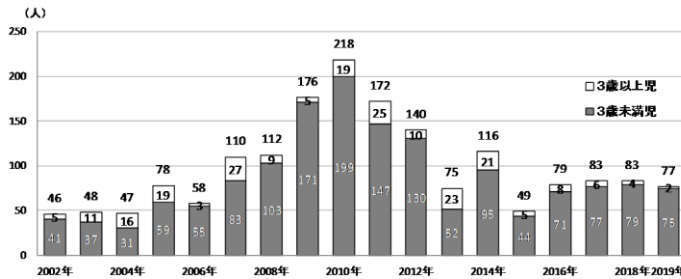
年少人口比率は減少傾向にあります



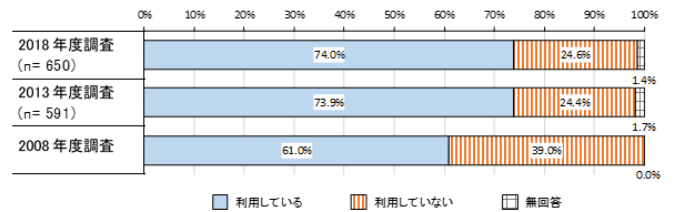
未就学児の母親の就業率は増加しています



2019年の待機児童は77名



未就学児の教育・保育の利用率は増加しています



子ども・子育て・若者支援の現状と課題

幼児教育・保育サービスの拡充	全ての子育て世帯への支援	社会動向を踏まえた取組み
認可保育所や幼稚園のほか、小規模保育所、認証保育所、企業主導型保育所など、また、学童クラブも整備などを進めていますが、待機児童は依然としてなくなりません。 仕事と子育ての両立を支援する環境整備が引き続き求められています。	子育てをめぐる社会状況が変化する中で、親子を孤立させず、関係機関が連携した切れ目のない支援のための体制づくりが必要です。 また、仕事と家庭・地域生活の両立支援のためには、経済的な支援だけでなく、専門的な知識や技術を要する支援により、子育て世帯の心身の負担を軽減することも求められています。	児童虐待に総合的に対応し、子どもがその権利を行使できるように守る必要があります。 また、不登校やひきこもり、貧困など課題を抱える子ども・若者やその家族を孤立させず必要な支援につなぐ取組みも必要です。

関連する法律等

子どもの権利条約

生きる、育つ、守られる、参加するといった子どもが生まれながらに持っている権利について保障するために定められた条約

児童福祉法

児童の健全な育成、福祉の保障とその積極的増進を理念として、公的機関、施設、職種、事業等を規定した法律

児童虐待防止法

児童虐待の早期発見・早期対応と被害を受けた児童の適切な保護を行うことを目的とした法律

子ども・子育て支援法

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指すための法律。一部改正により2019年10月から幼児教育・保育の無償化が開始

子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者の健やかな育成、社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等の施策を推進するための法律

施策に基づく事業

基本理念

子どもや若者が自分らしく成長することを、
保護者や地域のみなんで支え、ともによろこびあえるまちになる

基本方針

1 子どもの健やかな成長への支援

2 子育て家庭への支援

3 子育て・子育てを育む地域づくり

4 子ども・若者に対する多角的な支援

基本施策

1-①子育てのための支援

2-①安心できる保育体制の充実

3-①地域社会全体での子育て支援

4-①支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立

1-②子どもの人権の尊重

2-②安定した家庭生活に向けた支援

3-②子育てを支援する生活環境の整備

4-②子どもの貧困対策

1-③専門的な知識及び技術を要する支援の推進

2-③妊娠・出産期からの切れ目のない支援

SDGs (主なもの)



計画的に保育・学童クラブの定員確保、施設整備を行うことで市民の保育ニーズを満たし、安心できる保育体制の充実を目指します。(基本施策 2-①-1)

サービスの確保方策・確保量

幼児期の学校教育・保育（幼稚園や保育所）

(単位：人)

2020年度	1号認定	2号認定	3号認定	
	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳
量の見込①	1,378	1,631	1,204	310
確保量②	2,211	1,743	1,199	316
差=①-②	充足 833	充足 112	不足 ▲ 5	充足 6
2021年度	1号認定	2号認定	3号認定	
	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳
量の見込	1,335	1,592	1,174	309
確保量	2,211	1,835	1,262	326
差=①-②	充足 876	充足 243	充足 88	充足 17

主な整備内容

- 認可保育所開設 2 箇所
 - 家庭的保育事業所から小規模保育所へ
 - 企業主導型保育所開設
 - 公立保育園統合 など
- <純増分>

1号	2号	3号	
3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳
-	▲7名減	70名増	18名増

- 認可保育所移転（定員拡大）
 - 認可保育所増改築 2 箇所
 - 小規模保育所開設 など
- <純増分>

1号	2号	3号	
3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳
-	92名増	61名増	10名増

<認定制度について>

新制度では、教育・保育のサービスを受けようとする児童を、次の3つに区分して、必要なサービス量に合った教育・保育を提供します。

認定区分	対象
1号認定	教育を必要とする3～5歳児
2号認定	保育を必要とする3～5歳児
3号認定	保育を必要とする0～2歳児

2024年度	1号認定	2号認定	3号認定	
	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳
量の見込	1,203	1,439	1,202	303
確保量	2,211	1,835	1,267	326
差=①-②	充足 1,008	充足 396	充足 65	充足 23

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

（単位：人）

年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
量の見込み	1年生	654	616	625	632	625
	2年生	584	574	582	588	582
	3年生	485	532	540	546	540
	4年生	150	127	129	130	129
	5年生	5	7	6	5	6
	6年生	0	2	4	3	3
合計(①)	1,878	1,858	1,886	1,904	1,885	
確保方策	小学校数	17	17	17	17	17
	施設数	24	25	25	25	25
	内容	貝取小・南鶴牧小第二 開設	東寺方小第三 開設			
	定員(②)	1,876	1,916	1,916	1,916	1,916
需給差(②-①)	▲2	58	30	12	31	

※量の見込みは推計値ですが、2020(令和2)年度については策定時における申請段階の数値を反映したものです。

子ども・若者が自分らしく成長できるように

支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立と子どもの貧困対策を柱としながら、世代に応じたひきこもり支援の推進、地域の中での支援ネットワークづくり、経済状況に左右されない子どもの育ちのための支援を進めます。

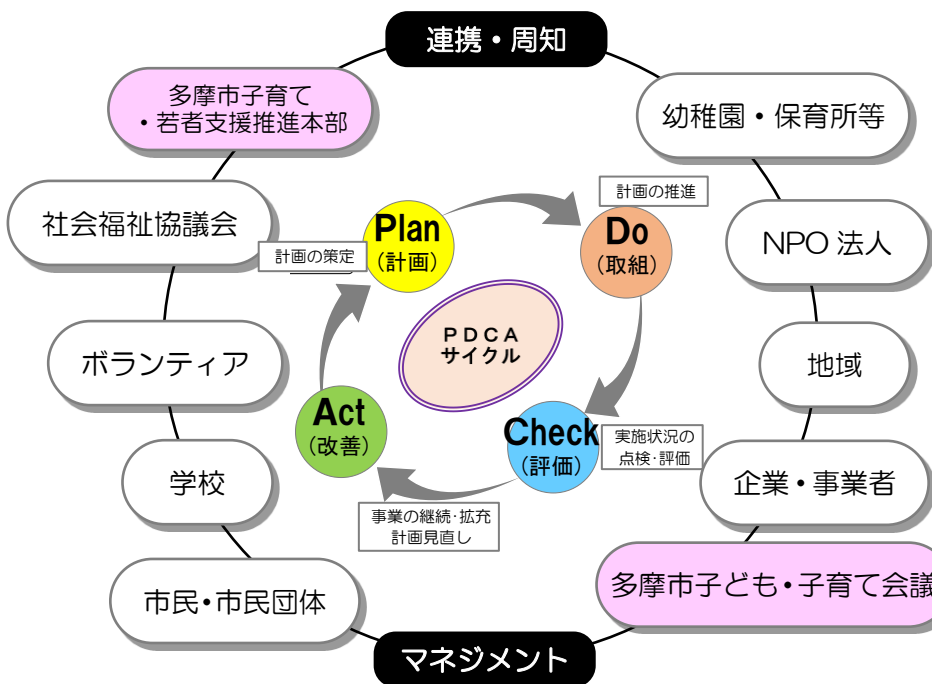
生活困窮者自立支援事業

ひきこもりや貧困など、生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている方に対し、相談支援を通じて問題解決や自立に向けた支援を行います。

ひとり親家庭等学習支援事業

家庭の経済状況によって就学の機会や就労の選択肢が狭まってしまうよう、経済的な事情などで生活・学習面で支援が必要な中学生と高校生世代を対象に、地域で生活・学習支援を行います。

計画の推進のために



<子ども・子育て会議の調査審議内容>

- 子ども・子育て支援の施策を総合的・計画的に進める上で必要な内容
- 子ども・子育て支援の施策の実施状況

子ども・子育て支援法に基づく審議機関

多摩市子ども・子育て会議

<委員構成（計15名）>

- 学識経験者2名
- 子育て支援関連法人又は組織所属者（幼稚園・保育所・青少協地区委員会・NPO法人）4名
- 小中学校校長2名
- 事業主1名
- 労働者1名
- 子の保護者（幼稚園・保育園・学童クラブ）3名
- 公募市民2名